

現名義人様が死亡

死亡届出や火葬申請をした親族が他の親族から推薦してもらう場合

必要な書類等（状況により、その他の書類が必要な場合もあります）

☐ **1 申請者の実印**（必ずご持参ください）

※申請できるのは現名義人の第一順位者（配偶者か子）です（第一順位者がいない場合は、次に近い親族）。

☐ **2 申請者の印鑑登録証明書**（発行から3ヶ月以内の原本提出）

☐ **3 疎明（事情説明）・推薦書（疎明・推薦者の実印を押したもの）**※用紙は申請受付窓口にあります

※疎明・推薦者は現名義人の第一順位者（配偶者か子）のうち1名（第一順位者がいない場合は次に近い親族のうち1名）

☐ **4 疎明・推薦者の印鑑登録証明書**（発行から3ヶ月以内の原本提出）

5 戸籍謄本類（戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍類・法定相続情報一覧図等）

※下記の4点について確認できる書類

☐ ①申請者の現在の戸籍謄本（発行から6ヶ月以内のもの）

☐ ②現名義人の死亡が記載された戸籍謄本類

☐ ③現名義人と申請者と疎明・推薦者の関係が確認できる戸籍謄本類

☐ ④申請者及び疎明・推薦者が第一順位者でない（配偶者でも子でもない）場合、現名義人の出生から死亡までの本籍が連続した全ての戸籍謄本類及び申請者よりも現名義人に近い親族がいない（死亡している）ことが確認できる戸籍謄本類

②～④は法定相続情報一覧図で代用できます。

6 申請者が現名義人の祭祀を主宰していることが推定できる書類（①～②のうち、いずれか1通）

☐ ①申請者が現名義人の死亡を届け出たことがわかる戸籍謄本類（5-②と兼ねることができます）

☐ ②申請者が現名義人の火葬許可を申請したことがわかる書類（埋・火葬許可証等）

☐ **7 東京都霊園使用許可証**

紛失の場合は、直近の管理料領収書（口座振替の場合は口座振替通知書）

8 承継使用申請書及び誓約書

用紙は申請受付窓口にありますので、申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。

☐ **9 手数料 2,000円**（承継使用申請墓所1箇所につき。現金でご用意ください）

☐ **10 郵便切手 530円分**（新しい霊園使用許可証を郵送する簡易書留代です。切手でご用意ください）

詳しい説明が必要な場合もありますので、事前にお近くの都立霊園窓口、または公園協会霊園課窓口にご相談の上、必要書類等を揃えて手続きしてください。

※ 提出される書類等はすべて原本をお持ちください。

※ 印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は「原本」と「写し」の両方をお持ちください。

申請は上記書類等を揃えて下記、いずれかの窓口で行って下さい。（郵送による申請はできません）

①ご利用の都立霊園管理（事務）所

②ご利用以外の都立霊園管理（事務）所

③公益財団法人東京都公園協会霊園課

お手続きの際に不足の書類があった場合等は、ご協力をお願いいたします。

（公財）東京都公園協会公園事業部 霊園課 電話 03（3232）3151 _____ が対応しました。

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」16階